

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
群馬県前橋市	1	マイナンバーカードとまえばしIDの紐づけの実現	マイナンバーカードとまえばしID(電子署名法の認定証明書が前提)との紐づけを可能にする規制改革を求める。 紐づけ方法の一つとして電子証明書シリアル番号を介する方法があるが、これは電子証明書シリアル番号の外部提供が禁止されている現状では不可能であるため、当該規制を緩和する	社会生活において相手が何者かを確かめるための対面サービスや書面手続きの縛り(移動や書面記載の手間と時間)から解放され、より安全で利便性の高いサービスを受用することが可能となる。	電子証明書シリアル番号の外部提供が禁止され、マイナンバーカードとまえばしIDの紐づけを行うことができない。結果として確定申告などマイナンバーの inputs が求められる手続にまえばしIDを用いることができない。	認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準第31条3項	① 本人同意を確認する、 ② 提供先は行政機関に限る、など厳格な要件を満たすことを前提に、連携認証事業者がまえばしIDと紐づくマイナンバー(カード)の情報を第三者提供することを容認する	総務省 デジタル庁	「マイナンバーカードとまえばしIDの紐づけを行うことができない」という点について、どのような観点から「できない」とされているのか不明です。また、新たな措置の内容において、マイナンバーを第三者提供することの容認を求めているようにも見受けられることから、どのような事業をされたいのか把握することが困難です。署名検証するのは、電子署名法上の認定を受けた者でしょうか。署名検証するためには、公的個人認証法上届出をしていただくか、認定を受けた上で届出をしていただく必要があります。また、シリアル番号の外部提供に言及されていますが、誰から誰に外部提供することを予定されているのでしょうか。外部提供されたシリアル番号からIDを生成するというのでしょうか。その上で、シリアル番号に関して言えば、シリアル番号をキーとして、あらゆる情報が紐付けされると、個人情報容易に集約され、プライバシーの重大な侵害の恐れが高まることから、シリアル番号を、個人を識別し管理するための符号として直接使用することを禁止し、また、電子署名等確認業務以外に外部に提供することを禁止しています。
群馬県前橋市	4	都市のDXに関しデジタル住民投票で決定できる事項の拡大	「予算を定めること」のうち、スーパーシティ構想の推進に関する事項の一部については、まちづくり会社が議会議決を経ることなくデジタル住民投票を通じて専決できるようにする。	首長、議員の選挙を通じた意思表示のみではなく、直接的に政治的意思を表明することが可能となる。	地方自治法96条第1項2号の「予算を定めること」が議会の議決事項となっている。	地方自治法（第96条）	地方自治法第96条第1項2号の改正	総務省	地方自治法第96条に規定する議会の議決とは、住民の代表機関である議会における、団体意思の決定としての議決を意味する。住民の代表機関ではないまちづくり会社が当該予算を最終的に決定するという仕組みは民主主義の観点から問題があるものとする。
群馬県前橋市	5	オンライン投票の実現	選挙等を含む投票について、投票所に出向がずに政治意思表示を可能とするオンライン投票を実現する。	投票所等の場所にとらわれず、いつでも選挙等を含む投票を行うことが可能となる。	投票については、関係法令が「投票所へ出向いて投票する」ことを前提に制定されている。	公職選挙法（第38条、第44条、第45条、第46条、第62条） 電磁記録投票法（第3条、第4条） 電子署名法	投票関連法令の改正	総務省	ご提案のインターネット投票については、現行制度上、一定の障害者等を対象とした郵便等投票など、極めて限定的にしか認められていない投票管理者等が不在の投票を、国内の選挙において何らの要件なしに認めるものであるなど選挙の公正確保等の観点から課題があり、選挙制度の根幹に関わる問題であるため、各党各会派における議論が必要であり、特区として実験的に行うべきものではないと考える。 なお、総務省としては、まずは在外選挙におけるインターネット投票の導入について、国会における議論なども踏まえて検討してまいりたい。
群馬県前橋市	6	スーパーシティ構想の推進の一部に関する自治体権限のまちづくり会社への権限移譲（包括的業務委託）	自治体における「企画立案業務」「専門非定型業務」などのうち、スーパーシティ構想の推進の一部に関する限りにおいて、地域のまちづくり会社に委譲（包括的業務委託）するもの。	民間事業者の創意と工夫を引き出すとともに、公共サービスの質の維持向上と経費削減をはかる。	「必ずしも国の行政機関等が自ら実施する必要がない業務」(公共サービス改革法第2条4項ホ)には、自治体における「企画立案業務」「専門非定型業務」などが含まれるが、自治体の統治機能との関係で、自治体が行うべき業務に区分されてきている。	公共サービス改革法第2条第4項ホ 公共サービス改革法5章（第29条～34条）	自治体における「企画立案業務」「専門非定型業務」の包括的業務委託を可能とする規制改革を求める	総務省	公共サービス改革法第2条4項1号ホに規定されている「必ずしも国の行政機関等が自ら実施する必要がない業務」とは、国の行政機関等の事務又は事業として行われる国民に対するサービスの提供その他の公共の利益の増進に資する業務であることが前提であるため、自治体における「企画立案業務」「専門非定型業務」は含んでおらず、公共サービス改革法によって、自治体が行うべき業務に区分していない。そのため、公共サービス改革法によって自治体における「企画立案業務」「専門非定型業務」の包括的業務委託の実施を困難とさせ、又は妨げているものではない。 公共サービス改革法5章については、第29条が法の特例の適用第30条が財政法の特例、第31条が国家公務員退職手当法の特例、第32条が職業職業安定法の特例、第33条が国民年金法の特例、第34条が戸籍法の特例について、それぞれ規定しているものであり、提案主体の提案に係る内容について触れている部分はない。
群馬県前橋市	9	特別免許状の交付要件の改革	教員免許を保持していない優秀な民間人材がデジタル教育をリードし、未来人材の育成を加速化させるため、「教育職員検定」において確認すべき事項について、都道府県教育委員会と協議のうえ、柔軟な基準の設定を認める。	デジタル市民自治の担い手となる未来人材の育成を加速化させるとともに、既存の教員の余裕を生み出すことにより、一人ひとりに寄り添う指導が可能となる。	現行の特別免許状の認定に関して、国から確認すべき事項等の指針が示されているため、自治体による柔軟な基準の設定ができない。	教育職員免許法第3条	・特別免許状の認定に関する基準について自治体による柔軟な設定ができるよう変更する。 ・前橋市長部局が担当して、官民連携による未来人材育成指向の学校を中心に検討する。	文部科学省	「特別免許状の授与に係る教育職員検定に関する指針」については、都道府県教育委員会において行われる人物、学力、実務及び身体からなる教育職員検定の具体的な内容について、特別免許状の積極的な授与に資するとともに、特別免許状所有者による教育の質を担保するために策定しているものであり、本指針を参考としつつ授与が行われることが想定はされておりますが、都道府県教育委員会において自らが適切と認める場合には、指針の記載内容によることなく授与を行うことも期待されると示しております。 また、特区の認定を受けた市町村において特別免許状の授与が可能になる構造改革特区のメニューもござります（構造改革特別区域計画認定申請マニュアル文部科学省「830市町村教育委員会による特別免許状授与事業」）。 ご提案については、現行制度においても対応可能と考えられるところ、都道府県教育委員会とも協議いただきつつ具体的な対応方法について御検討いただければと思います。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
群馬県前橋市	10	履修主義から修得主義への転換	教科ごと、学年ごとに授業時数が規定されているが、これを内容習得の確認により、次の単元へと進むことができる修得主義を基盤とする個別最適化の教育環境を提供する。	従来の画一的な教育ではなく、誰一人取り残さない、個々の可能性を伸ばすことができる、個別最適化された学びを提供することで、得意分野をより伸ばすことや、苦手分野を減らし、未来の可能性を広げる。	学校教育法の学習指導要領に基づき教科ごと、学年ごとに授業時数が規定されている。	学校教育法施行規則第51条、第73条、別表	・教科ごと、学年ごとに定められた授業時数について、時間単位でのカリキュラム編成ではなく、習得状況をベースとしたカリキュラム編成を可能とする。 ・前橋市長部局が担当して、官民連携による未来人材育成指向の学校を中心に検討する。	文部科学省	ご提案の内容の詳細が明らかでなく、現時点で明確な回答は難しいため、まずは本提案の実現に向けて、現行制度において実施不可能又は困難となっている事柄及びその理由について、お伺いさせていただきたいと思います。 なお、現行制度でもすでに、 ・学習指導要領において示している内容に関する事項は全て取り扱わなければならないとした上で、学校において特に必要がある場合は、児童生徒の学習状況に応じ、学習指導要領に示していない内容を加えて指導すること ・教育課程特例校制度を活用し、要件を満たした上で、例えば、ある教科等の授業時数を削減して新教科等を創設するなど、特別の教育課程を編成することが可能となっているところで、 特定の教科の授業時数を削減し、その授業時数を新教科等の授業時数に充てる特別の教育課程を編成したい場合は、教育課程特例校制度の活用が考えられます。同制度については、毎年度申請が必要なものではなく、一度申請をして教育課程特例校に指定されれば、廃止申請を行うまで指定は継続されます。
群馬県前橋市	11	学齢基準に関する特例設置	義務教育期間の学齢規定に関して例外を設け、個々人の状況に合わせて義務教育を受けられるようにする。	従来の画一的な教育ではなく、誰一人取り残さず、かつ、個々の可能性を伸ばすことができる個別最適化された学びを提供できる。	義務教育期間の学齢規定について、例外は病弱、発育不完全その他やむを得ない事由で就学困難な場合のみとなっている。	学校教育法 第17条、第36条	・義務教育期間の学齢規定に例外を設け、本人・保護者からの申請をベースに、個々人の状況に合わせた対応を可能とする。 ・前橋市長部局が担当して、官民連携による未来人材育成指向の学校を中心に検討する。	文部科学省	小・中学校、高等学校段階における飛び級については、「知育」に偏ったり、受験競争が過熱化して保護者に無用の焦りを招くなど問題点も指摘されていることに加え、国民的な理解が得られている状況ではないと考えており、これでも中央教育審議会等で議論されてきましたが、実現には至っておりません。 また、学習指導要領において示している内容に関する事項は全て取り扱わなければならないませんが、学校において特に必要がある場合は、児童生徒の学習状況に応じ、学年や学校段階を超えて先の学年・学校の内容を学習したり、学び直しにより基礎の定着を図ったりするなど、異なる学年の内容を含めて学習指導要領に示していない内容を加えて指導することが可能です。
群馬県前橋市	12	学校空間に縛られない学びの実現	・学校の設置基準を代替した新たな学校の設置。(教室はオンライン、図書室は既存の公立図書館で代替等) ・自宅等によるオンライン授業への参加を認める。	既に社会に定着しつつあるオンラインの流れを教育現場においても是とすることで、デジタル社会に適用した未来人材の育成を加速化させる。	・学校を設置する際に規定された設置基準。 ・オンライン授業による単位取得の上限(高等学校については36単位)が規定されている。	・学校教育法 第3条 ・学校教育法施行規則 第96条	・学校の施設にあたり、教室はオンライン、図書室は既存の公立図書館、運動場は既存の公園等の代替を可能とする。 ・小中校を問わず、自宅等からオンラインによる授業参加も出席と認めるとともに、高等学校については単位取得に上限を設けない。 ・オンライン授業の場所の制限をなくす。(教員がいる教室→自宅) ・前橋市長部局が担当して、官民連携による未来人材育成指向の学校を中心に検討する。	文部科学省	小学校及び中学校の設置基準においては、学習指導要領に基づく教育活動を行う上で必要となる施設及び整備という観点から、原則として、校舎及び運動場等を備えるものとし、校舎には、教室、図書室等を備えるものとされています(小学校設置基準(平成十四年三月二十九日文科科学省令第十四号)第8条、第9条及び第10条、中学校設置基準(平成十四年三月二十九日文科科学省令第十五号)第8条、第9条及び第10条)。学校教育は、教師から児童生徒への対面指導、児童生徒同士の関わり合い等を通じて行われるものであり、授業だけでなく、学校行事や部活動、教師や友達との触れ合いの中で、子供を育てるものであり、学校に登校することで「出席」となります。平成27年度に高等学校で認められた同時双方向型の遠隔授業(教科・科目充実型)については、既に中学校においても、受信側に当該免許ではない教員を配置したうえで、同時双方向型の遠隔授業を行うことができる特例制度を設けているところです。なお、遠隔教育特例校制度については、毎年度申請が必要なものではなく、一度申請をして特例校に指定されれば、廃止申請を行うまで指定は継続されるものです。 また、病気療養や不登校によりやむを得ず学校に来ることができない子供たちに対する遠隔・オンライン教育についても、GIGAスクール構想の実現を受け、より一層円滑に行うことができるよう、取組を進めているところです。 さらに、高等学校段階においては、令和3年2月26日付「高等学校等における遠隔授業の実施に係る留意事項について(通知)」により、主として対面により授業を実施するものは、36単位までとされる遠隔授業による修得単位数の算定に含める必要はないこととしています。 今般ご提案いただいた内容の詳細が明らかではないため、現時点での回答は差し控えたいと思いますが、学校の授業における遠隔・オンライン教育については、現行制度においても、学校の創意工夫の中で柔軟な活用が可能であるところ、まずは本提案の実現に向けて、現行制度において実施不可能又は困難となっている事柄及びその理由について、お伺いさせていただきたいと思います。
群馬県前橋市	13	デジタル技術を活用した学習評価	生徒の評価について、教師による評価だけではなく、デジタル技術(AI)を活用した評価も可能とする。	デジタル技術を活用することで従来とは異なる新しい学習評価制度を構築することができる。	現行制度において、生徒の評価に関する規定は設けられておらず、「指導要録」の作成のみが義務付けられているため、新たにデジタル技術を活用した評価を可能とするもの。	学校教育法施行規則への条文追記を想定	・生徒の評価方法として、デジタル技術を活用した評価を可能とする条文の追記。 ・前橋市長部局が担当して、官民連携による未来人材育成指向の学校を中心に検討する。	文部科学省	学校における学習評価は、校務をつかさどる校長のもとで、教師が日々の授業の中で、児童生徒の学習状況を適宜把握して指導の改善に生かしていくために行われるものであり、この学習評価については、AI等のデジタル技術を活用して学習評価を行うことを禁ずる規定はなく、現行制度上でも可能です。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
群馬県前橋市	14	運行計画、運賃変更にかかる規制改革	交通ダイヤや経路、バス・タクシー・鉄道等の主要交通の運賃を柔軟に変更できるよう改正する	実際の交通需要や渋滞状況を加味した最適なルート、最適な便数による公共交通を実現、また料金体系もピークオフ、ピーク時で区分するなど、都市交通の効率化に貢献する	一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。	道路運送法第9条、第9条の2、第9条の3、道路運送法施行規則第8条、第9条、第10条、第10条の2、第10条の3、鉄道事業法第16条、第36条	運賃及び料金の料金設定を、混雑状況に応じて変動できるように求めるもの。	国土交通省	<p>■バス・タクシーについて</p> <p>乗合事業については、地域公共交通会議を活用することで、現行制度でも混雑状況、繁忙／閑散期に応じて柔軟に運賃設定を行うことが可能である。</p> <p>タクシーにおける変動運賃制の導入については、公共交通機関としての役割をしっかりと果たすことができるよう、利用者が受け入れられない高額な運賃となったり、事前に利用者が支払う運賃がわからないまま変動しないよう、条件を設定する必要がありと考えている。</p> <p>このため、国土交通省としては、まずは、令和3年10月から実施している事前確定型変動運賃の実証事業の結果を踏まえ、運用上の課題を抽出し、今後の制度化に向けて検討していくこととしている。</p> <p>■鉄道について</p> <p>鉄道事業法第16条の規定に基づき鉄道事業の運賃は上限認可制となっており、認可された上限の範囲内であれば、鉄道事業者の届出により運賃の設定や変更が可能である。そのため、例えば、ピークオフ、ピークの定義及びそれぞれの運賃を上限の範囲内で定め、届出を行うこと等により対応可能と考える。なお、オフピーク時に使用可能な回数券を導入している例がある。</p> <p>※鉄道事業法第36条の規定に基づき索道の運賃は届出である。</p>
群馬県前橋市	15	一般乗用タクシーの相乗り解禁（ライドシェア）	一般乗用タクシーにおいても相乗り解禁により利用者一人当たりの負担額を引き下げ、既存タクシーの有効利用を促進する	<p>① 脱炭素社会への貢献</p> <p>② 高齢者の免許返納の促進と移動権の保障</p>	一般乗用旅客自動車運送事業者は、次の場合に限って、乗合旅客の運送をすることができる。 1 災害の場合その他緊急を要するとき 2 一般乗用旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国の許可を得て、地域と期間を限定して行うとき	道路運送法第21条	一般乗用タクシーにおいて相乗りを解禁する	国土交通省	<p>タクシーの相乗りについては、旅客は運送開始前に特定の各旅客の同乗について互いに承諾した者であること、当面の間、旅客同士が隣り合わない座席指定をするなど、必要な感染防止対策を実施することを条件に、令和3年11月中旬に施行予定。（※令和3年11月1日施行）</p> <p>なお、現行においても一般乗用旅客自動車運送事業者が道路運送法第4条の許可を受けることによって、乗合旅客の運送を行うことは可能であるほか、同法第21条第2号の許可を受けることによって、期間等を定めて試行的に乗合旅客の運送を行うことも可能であり、いずれも柔軟な運賃設定が可能となる。</p> <p>ご提案の件について、これらの制度の活用を検討される場合には、管轄の地方運輸局又は運輸支局にご相談いただきたい。</p>
群馬県前橋市	16	自動運転に関する決定権の移管	<p>現状レベル3までの自動運転までが認められているところ、レベル4以上の自動運転（完全自動運転）を許容するよう改正する。また、以上を前提とすると既存の運転免許制度が不要になるため、これを廃止する。</p> <p>また、車両の保安基準についても、前橋市（民間事業者・有識者等による会議体）で定められるよう規制改革する。</p>	<p>前橋市と民間事業者が共同出資し、完全自動運転タクシー事業を営む会社を設け、公共交通でカバーできていない地域や高齢者の多い世帯を中心に運送サービスを提供する。</p> <p>各商業施設において駐車場が乱立しているところ、自動バレーパーキングを推進、大規模な集積駐車場を設置し、都市交通の効率化を図る。</p>	<p>自動運行装置を備えている自動車の運転者は、使用条件を満たさない場合は、当該装置を使用して運転してはならない。</p> <p>道路運送車両の構造や装置について、安全確保及び環境保全上の技術基準が設けられている。</p>	<p>道路交通法第71条の4の2</p> <p>道路運送車両の保安基準第48条</p> <p>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第72条の2、第150条の2、第228条の2</p> <p>道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第55条の2</p>	<p>完全自動運転を許容する法改正を求めるもの。</p> <p>車両の保安基準の運用主体を、市に委譲するよう求めるもの。</p>	<p>警察庁</p> <p>国土交通省</p>	<p>「官民ITS構想・ロードマップ2020」等において、2022年度頃に限定地域における遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスの実現が可能となるように政府として目指すこととされていることを踏まえ、従来の「運転者」の存在を必ずしも前提としない場合における交通ルールの在り方について、警察庁で検討を進めているところです。</p> <p>貴市で想定されている限定地域での完全自動運転はレベル4に該当すると思料ですが、道路運送車両法では、すでに自動運転レベル4まで対応している。</p> <p>車両の保安基準の運用主体を市に委譲することについて、自動車は一度交通事故を起こせば、社会的損失が大きいため、大量の自動車が広く国民に使用されるに至り社会生活に大きな影響を与える状況下においては、自動車の構造・装置が安全なものであり、かつ適正に使用されることが重要であり、自動車は市を超えて使用される点なども踏まえると、国がこれらを担保する必要がある。したがって本要望は容認できない。</p>
群馬県前橋市	17	交通データの集約と利活用の推進	バス、タクシー、鉄道等の各種交通事業者がそれぞれ利用データを有しているところ、共通の基盤に沿って成型・オープン化し、より利便性の高い交通サービスを生めるような体制を創出する	需給や混雑状況をはじめとする交通データが事業者を超えて統合されることにより、住民＝利用者にとつての利便性を高める	(根拠条文なし)	道路交通法 (規制改革ではなく、条文追記を想定)	各種交通事業者のもつ利用者データを集約するための根拠法令を設けるもの。	国土交通省	公共交通分野におけるオープンデータ化の推進については、平成29年3月より官民の関係者で構成する「公共交通分野におけるオープンデータ推進に関する検討会」を開催し、交通事業者が保有するデータのオープン化に関する諸課題について検討を行ってきたところ。その中で、恒常的なオープンデータ推進に向けた取組を行っていくにあたっては、民間が主体となったオープンデータ化を念頭に置きつつ、「オープンデータ化の実施に当たっての一定のルールづくり」が求められているとされたことから、当省として、これまでの検討結果をもとに、対象とするデータの範囲や流通の仕組み、各ステークホルダーの役割等を整理する共通指針の策定を行うこととしている。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
群馬県前橋市	18	環境負荷の低い車種・利用方法への優遇施策	電気自動車優先レーン及び複数人乗車車両優先レーンの導入	住民ひとりひとりの環境への意識を高め、持続可能な生活様式を確立することができる	(根拠条文なし)	道路交通法 第20条第2項 道路標識、区画線及び道路標識に関する命令 別表第一の3 2 7の4 (専用通行帯)	電気自動車や水素自動車など環境に優しい車両優先レーンや 複数人乗車車両優先レーンを新設するよう標識の新設に関わる法令改正を求めるもの。	警察庁	道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定により、都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、道路標識等を設置することにより、専用通行帯を指定し、かつ、他の車両が通行しなければならない車両通行帯として専用通行帯以外の車両通行帯を指定することが可能です。そのため、御提案内容の「電気自動車や水素自動車など環境に優しい車両」や「複数人乗車車両」等の車両を、必要があると認めて当該交通規制を実施することは法令上可能です。ただし、交通規制の実施に当たっては、当該道路や周辺道路における交通流量に影響を及ぼすため、個別具体的な道路交通状況や地域住民の御意見を踏まえて実施の可否の判断をする必要があることに御留意ください。
群馬県前橋市	19	医療データ個人帰属の制度化	医療データの保存先を医療機関から統合データ基盤に変更し、市民各々がいつでも自身の医療データにアクセスできる体制を構築する	医療データの主体が市民自身になることにより、医療機関に個別にカルテや診断画像等を求める必要がなくなる。また、医療機関間のデータ連携についても、市民自身が診療先からのアクセスを許可するという形で容易に行うことができる	医師の診療に関する診療録は5年間保存しなければならない。	医師法第24条第2項	診療録の保存先を統合データ基盤に変更する。	厚生労働省	電子媒体により作成された診療録を作成した病院又は診療所以外の場所で保存することは現行制度上も可能です（「診療録等の保存を行う場所について」（平成14年3月29日医政発第0329003号・保発第0329001号厚生労働省医政局長・厚生労働省保険局長通知））。ただし、診療録は医師や病院又は診療所の業務記録であり、また、患者本人の心身の状況を著しく損なう恐れがあるときなど、患者への診療情報の提供が適切ではない場合もあることから、病院若しくは診療所の管理者又は医師による適切な管理の下、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令や診療情報の提供等に関する指針（平成15年9月12日付け厚生労働省医政局長通知）等に基づき、適切な情報提供が行われるべきであると考えます。なお、厚生労働省では、オンライン資格確認システム等を活用し、患者の医療情報を、患者本人の同意を得た上で、全国の医療機関等で確認できる仕組みを推進しております。
群馬県前橋市	20	新薬承認権限及び公的保険支給対象決定権限の移管	新薬承認権限を厚労大臣から、市独自の専門家会議体に移管する 高額療養費制度の対象につき、先進医療（自由診療を含む）や差額ベッド代等患者負担が大きいもの等を住民投票で決定できるよう改正する	より機動的にワクチン等含む新薬を検討する機会を設けることができる。 また、現状の公的保険の枠組において疾病の治療に金銭的困難を抱える住民への補助を行うことができる	医薬品等の製造販売をしようとする者は品目ごとにその製造販売について、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。 高額療養費制度の対象経費には一定の基準が定められている。	医薬品医療機器等法第14条、 医薬品医療機器等法施行令第4条 健康保険法第115条、第115条の2、 健康保険法施行令第41条、第43条ほか	厚生労働大臣の承認を、市独自の専門家会議体に移管する 高額療養費制度の対象経費を市町村が決定できるよう権限を移管する	厚生労働省	現在の医薬品の承認審査制度において具体的などのような課題があるかが明確化されなければ回答は困難です。なお、新規の医薬品の品質、安全性、有効性の審査は、毒性、品質管理、体内動態、臨床、生物統計などの専門性を有する審査担当者によって行われる知識集約的な作業であり、開発段階から企業側とやり取りをした上で、申請後は膨大な資料を詳細にわかり確認、吟味する必要があり、国で一括して行うことが実施可能性、効率性の観点からも適切と考えます。 高額療養費制度は、保険給付の範囲において、療養の給付について支払われた一部負担金の額又は療養に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額が著しく高額であるときは、高額療養費を支給するものです。 公的医療保険制度では、疾病に対する治療を保険給付の対象としているところ、広く国民に平等な医療を提供する観点から、当該保険給付の範囲については国の関係審議会において決定しており、市町村ごとに決定する性質のものではありません。
群馬県前橋市	21	善意かつ故意重過失のない救命行為者の免責	交通事故の際の一般人による救命手当や災害・テロの際の医療関係者によるトリアージは、緊急事務管理（民法第698条）によって免責されるという通説があるものの、明確に示されているわけではない。救命行為を誰もが担えるよう、善意かつ故意重過失のない場合についてこれを免責するよう改革する	免責の原則が明確化されることで、緊急の現場に立ち会った市民や医療関係者が臆ることなく救命行為を行うことができる社会を実現する	(根拠法令なし)	新規立法を想定	善意かつ故意重過失のない救命行為者を免責する旨を法制化する。	厚生労働省	我が国の法体系においては、市民や医療従事者が注意義務を尽くして応急手当や救命処置を行い、民法第698条（緊急事務管理）や刑法第35条（正当行為）・刑法第37条（緊急避難）の規定に該当する場合は、民事上、刑事上の責任を免責され得るものと承知しております。 なお、市民が萎縮せずに応急手当や一次救命処置を行えるよう、厚生労働省のHPにおいて「救急蘇生法の指針2015」（日本救急医療財団作成）の周知を図るとともに、医療従事者については、平成29年4月から有識者による「医療行為と刑事責任の研究会」を開催し、刑事捜査、診療実務等の観点から刑事医療過誤裁判例の分析等を行い、その研究結果を厚生労働省のHPで公表しております。 [P]
群馬県前橋市	22	緊急時の救急救命行為における医療行為の一部緩和	緊急時の救急救命行為において、AI診断に基づいた医療行為について、一部許容するもの。	救急救命行為が充実することで、救命率の向上が期待できる。	救急救命士は、医師の具体的な指示を受けなければ、省令で定める救急救命処置を行ってはならない。	救急救命士法第44条第1項	第44条中の「医師の具体的な指示」のなかに、「AI医療診断」を含められるような規制改革を求める。	厚生労働省	「人工知能（AI）を用いた診断、治療等の支援を行うプログラムの利用と医師法第17条の規定との関係について」（平成30年12月19日付け医政医発1219第1号厚生労働省医政局医事課長）において、「人工知能（AI）を用いた診断・治療支援を行うプログラムを利用して診療を行う場合についても、診断、治療等を行う主体は医師であり、医師はその最終的な判断の責任を負う」ことをお示しているところ、AIを用いて医師でない者が診断を行うことは、AIの判断に誤りがあった場合に患者に重大な健康被害を生じさせる恐れがあることから認められません。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
群馬県前橋市	23	解雇規制の明文化と十分な補償の提供	過度に労働者保護となっている労働関連法規（解雇禁止規定）について、一定条件（退職金の相当程度の割増や再就職のあっせん等）を雇用側が実行することで、解雇禁止事項から除外する。	労働者の雇用維持を前提としない、給与体系を実現することができ、給与水準の引き上げが期待される。	関連法規の解雇禁止事項。	労働契約法（第16条） 労働基準法（第3条、第19条、第104条） 男女雇用機会均等法（第6条、第9条、第17条、第18条） 育児介護休業法（第10条、第16条、第18条、第20条、第23条、第52条の2～6） 労働施策総合促進法（第30条）パート・有期雇用労働法（第24条、第25条） 労働組合法（第7条） 労働安全衛生法（第97条） 個別労働関係紛争解決促進法（第4条） 公益通報者保護法（第3条）	労働契約法第16条の規定を見直し（または、一定の条件のもとに適用除外）したうえで、解雇禁止事項のうち、金銭をもって解決できない事項を除き、一定の条件のもとに雇用側の裁量によって解雇することを可能とする。	厚生労働省 消費者庁	解雇ルールのあり方については、多くの労働者が賃金によって生計を立てていることや、労働を通じて社会とのつながりを形成していることを踏まえ、また、企業における雇用慣行や人事労務管理のあり方とも合わせて、労使間で十分に議論されるべき問題であると考えていること、労働契約法第16条の、解雇が「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合」には、権利濫用に該当するものとして無効となる規定は、最高裁判所判決で確立しているいわゆる解雇権濫用法理を規定したものであること、令和3年10月12日の衆・本会議において、岸田総理が「解雇無効時の金銭救済制度については、金銭を支払えば自由に解雇できるといった制度の導入には問題があり、労働者保護等の観点から、労使のご意見を伺いながら、何が適切か検討してまいりたいと思います」と答弁しており、使用者が金銭を支払えば自由に解雇できるといった制度については政府として問題があると考えていること、以上のことから、対応不可。 なお、現在、厚生労働省の有識者会議において、「解雇無効時の金銭救済制度」については、無効な解雇がなされた場合に、労働者の請求によって使用者が一定の金銭を支払い、当該支払いによって労働契約が終了する仕組みを念頭に、労働者保護の観点から法的技術的論点について検討を行っており、その後は労働政策審議会において労使のご意見も伺いながら進めてまいりたい。
群馬県前橋市	24	市独自の休日の創設	現状地方公共団体が独自に休日を設定するためには、当該日を市民がこぞって記念することが定着しており、かつ広く国民の理解を得られること等が要件として定められているところ、これら要件を撤廃し、デジタル住民投票により合意が得られたものについては市の休日を設定できるようにする。	一定の限度内で前橋市独自の休日を設けることで、余暇や地域・人とのかかわりを増やし市民の生活を豊かにする。	土・日曜日、国民の祝日、年末年始以外の日を地方自治体の休日とするためにはその日を休日とすることについて広く国民の理解を得られるものがある必要がある。	地方自治法第4条の2	土・日曜日、国民の祝日、年末年始以外の日を地方自治体の休日にするための現在の要件を撤廃し、一定の日数内においてデジタル住民投票による合意を以て市の休日と定めることを可能とする。	総務省	地方自治法第4条の2で規定される「地方公共団体の休日」とは、組織体としての地方公共団体が執務体勢にない日であって、住民にとっての休日につながるものではない。 また、地方自治法第4条の2の規定により地方公共団体の休日として定めることのできる日は、特別な歴史的、社会的意義を有し、住民がこぞって記念することが定着している日で、かつ、当該地方公共団体の休日とすることについて広く国民の理解が得られるようなものに限定されており、地方公共団体のみの判断ではなく総務大臣の協議を必要とされているところである。
群馬県前橋市	25	法的な婚姻関係の男女間以外のカップルへの拡充	当事者の性別等に関わらず一対の自然人間で婚姻することを可能とする。	さまざまな市民が法的に安定した立場で安心して社会的活動を行うことが可能となる。	戸籍法、民法等において、同性婚を認めるための制度が存在しない。	戸籍法、民法に規定されている「夫婦」「夫」「妻」「父母」「父」「母」等の性別にかかわる用語およびその関連規程（民法第750条、第751条、第752条、第754条、第755条、第756条、第758条、第760条、第761条、第762条、第763条、第766条、第767条、第769条、第770条等婚姻関係）	生物学上の「男性」「女性」を定義しなければならない規程を除き、「本人・配偶者」「両親・親」等の用語に改正する。	法務省	同性婚制度の導入及びその導入を前提とした民法の諸規定の改正については、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であることから、極めて慎重な検討が必要である。引き続き、同性婚に関する国民各層の意見や国会における議論等を注視する必要がある。
群馬県前橋市	26	同性カップルに対する共同親権の認定	親権についても婚姻関係と同様に、同性カップル等が共同で親権を持つことができるよう改正する。	さまざまな市民が法的に安定した立場で安心して社会的活動を行うことが可能となる。	戸籍法、民法等において、同性婚を認めるための制度が存在しない。	戸籍法、民法に規定されている「夫婦」「夫」「妻」「父母」「父」「母」等の性別にかかわる用語およびその関連規程（民法第818条、第825条、第826条、第830条、第834条、第834条の2、第835条、第837条等親権関係）	生物学上の「男性」「女性」を定義しなければならない規程を除き、「本人・配偶者」「両親・親」等の用語に改正する。	法務省	同性カップルに関する規律の在り方については、提案番号25の回答と同様に、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であることから、極めて慎重な検討が必要である。引き続き、国民各層の意見や国会における議論等を注視する必要がある。
群馬県前橋市	27	夫婦を前提とする戸籍制度の改革	男女一対の夫婦とその子を基本とする戸籍制度について同性カップル等を同一戸籍として編成できるよう改正する。 また、性別を変更した者についてその履歴を記載するよう義務付けられているところ、当該義務を廃止する。	さまざまな市民が法的に安定した立場で安心して社会的活動を行うことが可能となる。 性別の変更による社会的不利益等（差別、偏見等）を排除する。	戸籍法、戸籍法施行規則上の規定等。	戸籍法（第6条、第16条、第74条） 戸籍法施行規則（第35条、第39条） 住民基本台帳法（第7条）	・関連法令について、同性カップル等を同一戸籍として編成できるよう改正する。 ・戸籍法施行規則第35条第1項第16号では、性別の取扱いの変更があった場合、戸籍の身分欄にその旨を記載することを定めている。また、住民基本台帳法第3条、第8条及び第9条は、戸籍の変更があった場合に、住民票の記載の修正について定めているが、性別の取扱いの変更があった者については、その変更の履歴を住民基本台帳への記載義務付けを廃止する。	法務省 総務省	我が国においては、同性間の婚姻は認められていないため、同性の者を夫婦として戸籍を編製することはできません。 住民基本台帳は、住民に関する各種行政事務処理の基礎となる重要な公簿であることから、その記載の修正に当たっては、修正の事由、事由の生じた年月日等住民票についての処理経過を明らかにする事項を必要に応じ、備考として記入することが適当であるものとしています。 なお、修正前の記載については、総務省から示している住民基本台帳事務処理要領によれば、住民票の写しの請求においては、特別な請求がある場合を除き、省略しても差し支えないとしています。また、請求事由によっては、請求者の了解を得た上で請求目的に必要なもののみ記載した住民票記載事項証明書への対応によることも示しています。住民票の写しの請求があった場合、履歴を記載するかどうかについては、こうしたことを踏まえ、市町村長の判断により対応しているものと承知しています。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
群馬県前橋市	28	性別変更の際に年齢以外の要件の撤廃	性別を変更する際に必要とされている年齢要件以外の要件（非婚要件、子なし要件、手術要件、外観要件）を廃止する。 また、男女いずれにも該当しないと自認する人が、男女以外の性（総称してノンバイナリー）を選択できるような制度を整える。	さまざまな市民が法的に安定した立場で安心して社会的活動を行うことが可能となる。 性別の変更による社会的不利益等（差別、偏見等）を排除する。	戸籍法施行規則、性同一性障害特例法上の規定等。	性同一性障害特例法（第3条） 戸籍法施行規則（第35条、第39条） 住民基本台帳法（第7条）	<ul style="list-style-type: none"> 性別変更の際に申請者の障壁となっている要件や履歴事項としての記載を廃止し、ノンバイナリーを設けることで、自身に性自認に沿った選択が可能とする。 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第3条第1項に掲げる性別変更の5要件のうち、第1号の年齢要件を除く4要件（第2号～第5号）を廃止する。 また、戸籍法第49条第2項では出生に当たり男女の別を届出させるとともに、住民基本台帳法第7条の第1項第3号では住民票の記載事項として「男女の別」を定めているところ、これを「男」、「女」、「男女のいずれでもない」の3区分に改める。 	<p>法務省</p> <p>総務省</p>	<p>性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律は、平成15年に議員立法として制定され、その後、平成20年には、議員立法により改正がされていますので、法務省としては、国会における議論を踏まえた上で検討を行う必要があるものと考えます。</p> <p>また、出生届に記載する子の男女の別は、出生証明書の記載に基づき記載されるため、戸籍法において、出生証明書に記載のない性別の区分を設けることはできません。</p> <p>住民基本台帳は、住民に関する各種行政事務処理の基礎となる重要な公簿であるとともに刑法第157条第1項にいう住民の権利義務に関する公正証書に該当するものであるため、その記載内容は正確なものである必要があります。そのため、住民票の記載事項中「男女の別」については、日本の国籍を有する者の身分関係を公証する公簿である戸籍の記載と一致している必要があります。</p> <p>なお、住民票の写しの交付については、性同一性障害、性的指向、性自認に関係して、住民が「男女の別」の記載を省略した住民票の写しの交付を請求しようとする場合、「男女の別」を記載しない住民票記載事項証明書の交付を請求させることとして差し支えない旨、平成28年12月12日付け総務省自治行政局住民制度課長通知において、地方公共団体に示しているところです。</p>